

# ボルトプラス サービス提供約款

## 第1条 (用語の定義)

本約款に共通する用語の定義は、下記のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

- 加入者様  
「ボルトプラス加入者証」(以下、加入者証とします)の「加入者様」欄に表示された加入日時点における以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - 対象自動車の所有者
  - 所有権留保条項付売買契約に基づく対象自動車の場合はその買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づく対象自動車の場合はその借主とします。ただし、自動車検査証に使用者として表示された者に限ります。
- 対象期間  
加入者証に記載の加入日から5年後の応当日の午前0時までをいいます。
- 加入日  
対象自動車に対象ロックボルトが装着され、対象自動車に対象販売店から加入者様等に引渡された日をいいます。
- 本サービス  
第2条(本サービスの内容)に規定するサービスをいいます。
- 加入者様等  
加入者様のほか、以下の者をいいます。
  - 加入者様が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
  - 加入者様の法定代理人
  - 加入者様の業務に従事中的の使用者
  - 加入者様の父母・配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます)または子
- ナンバープレート  
道路運送車両法第19条に規定する「自動車登録番号標」、同法第73条に規定する「車両番号標」をいいます。フレーム、その他装飾品は含みません。
- 対象ロックボルト  
トヨタモビリティパーツ株式会社が卸売する「トヨタ自動車株式会社、株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメントの純正ロックボルト(ナンバープレートの盗難防止機能付)もしくはダイハツ工業株式会社の純正ロックボルト(ナンバープレートの盗難防止機能付)、またはマックガード日本合同会社のロックボルト(ナンバープレートの盗難防止機能付)」をいいます。
- 対象販売店  
対象ロックボルトを加入者様等の自動車へ装着作業を行った加入者証に記載の車両販売店(トヨタ自動車株式会社と特約店契約を締結した車両販売店(当該車両販売店の子会社および関連会社のうち、車両販売を業とする会社を含みます))をいいます。
- 対象自動車  
加入者証に登録番号が表示された自動車(但し、自動二輪車、原動機付自転車及びレンタカー、特殊自動車を除きます)であって、加入者様等が所有、使用し、かつ対象ロックボルトが装着された状態のものをいいます。
- 代入手数料  
ナンバープレートの再取得に直接必要な手数料(取付工賃を含みます)に限り、ナンバープレートの再取得に伴って生じるETCセットアップ等の費用は含みません。
- 盗難事故  
対象自動車に装着されたナンバープレートのみが盗難されたことをいいます。盗難未遂、いたずら、ナンバープレート、ロックボルト等の破損は含みません。

## 第2条 (本サービスの内容)

トヨタモビリティパーツ株式会社は、対象期間中に日本国内において対象自動車に発生した盗難事故について、加入者様等がナンバープレートの再取得を対象販売店で行った場合、以下の規定にしたがい、加入者様に代わり、対象販売店に支払います。

- ロックボルト本体の販売価格
- ナンバープレート本体の原価
- 代入手数料
- 支払限度額(上記1+2+3)は15,000円を上限とします。

## 第3条 (本サービスを提供しない場合)

次の各号に該当する場合は、トヨタモビリティパーツ株式会社は、本サービスを提供しません。

- 対象ロックボルトが対象自動車に装着されていない場合
- 対象ロックボルトを対象自動車から脱着した場合
- 対象自動車に廃車、譲渡等による所有者、使用者の変更があった場合
- 加入者証、自動車検査証の写、その他のトヨタモビリティパーツ株式会社が求める書類等の提出がない場合
- 加入者様等からご提出いただく書類等に不実の記載がある場合
- 加入者様等からご提出いただく書類等に不備がある場合
- 盗難事故が発生した日から30日を経過した後に対象トヨタ販売店へ盗難事故の通知がなされた場合
- 盗難事故が発生した日から30日を経過した後に対象自動車のナンバープレート再取得のために入庫がなされた場合
- 盗難事故について、管轄する警察に被害の届出を行わない場合
- 対象販売店およびトヨタモビリティパーツ株式会社が実施する本サービス提供有無を決定する際に必要な盗難事故の確認作業に、加入者様等が協力されない場合
- 盗難事故による損害に対し、次のいずれかの補償を受ける場合
  - 加入者様等が加入する任意自動車保険による補償  
ただし、加入者様の任意自動車保険に免責金額の適用があり、対象自動車への本サービス適用金額が免責金額以下となる場合を除きます。
  - 賠償義務者からの損害賠償
  - 他の類似制度からの補償
- 希望ナンバーでない車両が、盗難事故による損害に際し、希望ナンバーを取得する場合。

## 第4条 (本サービスの提供回数)

本サービスの提供回数は、対象期間中1回に限り、複数回の盗難事故が発生した場合でも、その内1回の盗難事故のみが本サービスの対象となります。

## 第5条 (本サービスの提供方法)

本サービスの提供を受ける場合には、加入者様等は、盗難事故が発生した日から30日を経過するまでに次の手続きを行う必要があります。

- 対象販売店へ盗難事故を通知し、被害の確認を受けること。トヨタモビリティパーツ株式会社は、本サービス提供有無を決定する際に必要なこの約款に規定する内容に基づいた盗難事故の事実確認、対象自動車の被害状況の確認等を対象販売店に委託しています。
- 対象販売店へナンバープレートの再取得を依頼し、加入者証を対象販売店に提出の上、本サービス適用の旨をお申し出ください。なお、本サービス提供時は加入者証の返却は致しません。
- トヨタモビリティパーツ株式会社が求める書類を提出します。なお、本サービス提供時は提出された書類は返却いたしません。

## 第6条 (本約款の変更)

- トヨタモビリティパーツ株式会社は以下の場合にトヨタモビリティパーツ株式会社の裁量により、本約款を変更することができます。
  - 本約款の変更が、加入者様の一般の利益に適合するとき。
  - 本約款の変更が、契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- トヨタモビリティパーツ株式会社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を提示します。

## 第7条 (個人情報の取扱)

- トヨタモビリティパーツ株式会社は、本サービスの提供に関して自ら取得し、または対象販売店をして取得させた加入者様等の氏名、および対象自動車に関する情報、盗難事故情報、その他の個人情報(以下、個人情報とい)を本サービスの引受判断、本サービスの履行の目的で利用し当該目的に必要な範囲で書面または電子媒体により本サービスの提供に係る損害保険会社に提供します。
- トヨタモビリティパーツ株式会社は、個人情報にかかる業務の委託先に個人情報を提供し、または対象販売店をして提供させる場合は、個人情報を保護するための措置を講じたうえで委託します。
- 個人情報の開示、訂正または削除その他のお問い合わせに関しましては、下記窓口までご連絡をお願いします。なお、お問い合わせに係る書面および電話等の内容につきましては記録させて頂く場合がございます。  
<連絡先> ボルトプラス事務局：(TEL) 052-541-1301

## 第8条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

- トヨタモビリティパーツ株式会社は、加入者様等が次の各号に該当する場合には、本サービスの提供を拒絶することができるものとします。
  - 暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下暴力団等反社会勢力という)であるとトヨタモビリティパーツ株式会社が認めるとき。
  - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- トヨタモビリティパーツ株式会社は、加入者様等が暴力団等反社会勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができます。